

酒類販売業者の皆様へ

酒類を輸入販売する方は、保税地域から引き取るときまでに、容器に必要な表示を行う必要があります。表示する前に税関への届け出をお願いします！！

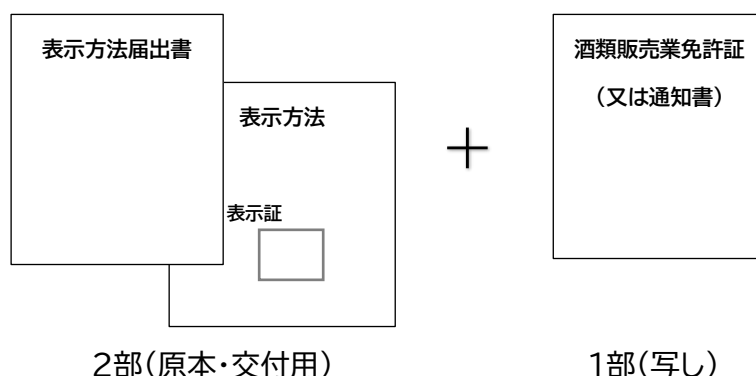
酒類を輸入販売する方は、酒類販売業の免許が必要です。手続きについては、販売場の所在地の管轄税務署にお問合せください。

【届出方法】

輸入する酒類が門司税関の管轄する保税地域※に蔵置される貨物である場合には、門司税関業務部収納課に、以下の提出書類により届け出て、確認を受けてください。届け出は窓口のほか、郵送又はEmailにて受付しています。当該酒類の輸入通関を委任している通関業者に届け出を委任しても差し支えありません。

※山口県、福岡県の一部(福岡市、北九州市他)、佐賀県の一部(唐津市、伊万里市他)、長崎県のうち対馬市及び壱岐市、大分県、宮崎県

【提出書類】



- ・郵送で提出される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。
- ・Emailで提出される場合は、提出後に電話でのご連絡をお願いします。

表示証の作成に当たっては、国税庁HP→利用者別情報→お酒に関する情報→酒類の表示→酒類の容器に表示しなければならない事項(酒類の表示方法チェックシート)をご参照ください。

「酒類の表示方法チェックシート」及び「酒類の表示に関する説明事項」

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/11/check.htm>

【お問い合わせ】

〒801-8511 門司税関業務部収納課 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10

Email : moji-shuno@customs.go.jp

T E L : 050-3530-8363 F A X : 093-332-8214

※受付時間 月～金曜日(祝日は除く)08:30～12:15、13:00～17:15



表示証作成例

実際の表示証作成に当たっては、必ず、国税庁ホームページ「酒類の表示方法チェックシート」及び「酒類の表示に関する説明事項」をご確認ください。

○果実酒の例

品目 果実酒
内容量 750ml
アルコール分 表ラベルに記載
添加物 酸化防止剤（亜硫酸塩）
原産国名 フランス
輸入者 株式会社 門司商事
住 所 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10
引取先 福岡県北九州市門司区太刀浦海岸9
<small>〈20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています〉</small>

項目	説明
品目	文字の大きさは、内容量が750ml、文字数が3(果実酒)であるため、14ポイント
内容量	単位の表示は、L、ml、mL、ℓ、mℓ、リットル又はミリリットル(粉末酒以外)
アルコール分	「度」又は「%」(「アルコール分はラベル(表ラベル又は裏ラベル)に記載」の旨の表示をすることも可能ですが、その場合は、ラベルの写しを提出してください)
添加物	食品表示基準別表6に掲げられた添加物を含む場合には、物質名及び用途(炭酸ガスを加えている場合は、その旨を表示)
原産国	原産国名を表示(公正取引規約(詳しくは消費者庁HPを確認してください。))により表示が求められるもの)
輸入者	輸入者名を表示 引取先が同一の場合は、「輸入者及び引取先」として記載することも可能
住所	輸入者の住所を表示
引取先	引取先(酒類販売業免許証の販売場)の住所を表示※「販売場の位置」が不動産登記による地番である場合は、「住居表示に関する法律」に基づく住居表示を表示
20歳未満の者の飲酒防止に関する表示	原則、6ポイント以上で表示

文字については、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」、内容量、アルコール分及び税率適用区分の数字はアラビア数字、大きさは、「品目」及び「20歳未満の者の飲酒防止に関する表示」を除き、原則8ポイント以上。